

第 3 号 議 案

令和 5 年 4 月 27 日
任 用 給 与 課

東京都職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部改正について

東京都知事より申請のあった標記の件について、申請(別添)のとおり承認する。

東京都職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

東京都職員の特殊勤務手当に関する条例附則第3項の規定が効力を失う日を規則で定める必要があるため、所要の改正を行う。

項 該 当 条 目 文	内 容
新型コロナウイルス感染症に係る業務に従事した場合の防疫等業務手当に関する規定の失効する日 本体附則第4項 (新設)	【新型コロナウイルス感染症に係る業務に従事した場合の特例の失効する日】 「条例附則第4項に規定する日は、令和5年5月7日とする。」
文言整備 本体附則第5項 第6項	【規定新設に伴う項ずれ】 ○ 附則第4項 → 附則第5項 ○ 附則第5項 → 附則第6項
施行期日 附則	公布の日 (令和5年5月2日予定)

【参考】

東京都職員の特殊勤務手当に関する条例 (抜粋)

(防疫等業務手当に関する措置)

附則第3項

新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)であるものに限る。)に係る業務(人事委員会の承認を得て規則で定めるものに限る。)に従事した場合の防疫等業務手当の支給については、第6条第1項第1号中「又は」とあるのは「予防接種を行う業務に従事したとき、又は」と、同条第2項第1号中「720円」とあるのは「5千円」と読み替えて、同条の規定を適用する。

附則第4項

前項の規定は、令和5年5月7日までの間で人事委員会の承認を得て規則で定める日限り、その効力を失う。ただし、同日までに同項に規定する業務に従事したことにより支給することとなった防疫等業務手当で、同日後に支給するものについては、同項の規定は、同日後も、なお効力を有する。

東京都人事委員会 殿

東京都知事
小池 百合子
(公印省略)

東京都職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部改正について（申請）

このことについて、東京都職員の特殊勤務手当に関する条例（平成9年東京都条例第12号。以下「条例」という。）附則第3項の規定が効力を失う日を規則で定める必要があるため、条例附則第4項の規定に基づき、承認方申請します。

記

1 改正する規則

東京都職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則（平成9年東京都規則第51号）

2 改正理由

条例附則第3項の規定が効力を失う日を定める必要があるため

3 改正案文

別添のとおり

東京都職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則
東京都職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則（平成九年東京都規則第五十一号）
の一部を次のように改正する。

附則第五項を附則第六項とし、附則第四項を附則第五項とし、附則第三項の次に次の
一項を加える。

（新型コロナウイルス感染症に係る業務に従事した場合の防疫等業務手当に関する規定
の失効する日）

4 条例附則第四項に規定する日は、令和五年五月七日とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

<p>改正案</p>	<p>現行</p>
<p>東京都職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則（平成九年東京都規則第五十一号）</p> <p>第一条から第五条まで（現行のとおり）</p> <p>附則</p> <p>1から3まで（現行のとおり）</p> <p>（新型コロナウイルス感染症に係る業務に従事した場合の防疫等業務手当に関する規定の失効する日）</p> <p>4 条例附則第四項に規定する日は、令和五年五月七日とする。</p> <p>5及び6（現行のとおり）</p> <p>別表（現行のとおり）</p>	<p>新旧対照表（抄）</p> <p>第一条から第五条まで（略）</p> <p>附則</p> <p>1から3まで（略）</p> <p>（新設）</p> <p>4及び5（略）</p> <p>別表（略）</p>